

別表（第3条関係）

証明書の種類	証明事項
被災証明書 （住家）	<p>災害により被害を受けた住家の次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項</p> <p>(1) 全壊 住家の全部が倒壊、流失、埋没又は焼失し、家屋の基本的機能を喪失したもの、住家の損壊が甚だしく、補修により元どおりに再使用することが困難なもので、住家の損壊、消失若しくは流失した部分の床面積（以下「住家の損壊した部分の延床面積」という。）がその住家の延床面積の70パーセント以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50パーセント以上に達した程度のもの</p> <p>(2) 大規模半壊 住家の損壊した部分の延床面積がその住家の延床面積の50パーセント以上70パーセント未満のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40パーセント以上50パーセント未満のもので、住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住家を使用することが困難なもの</p> <p>(3) 半壊 住家の損壊した部分の延床面積がその住家の延床面積の20パーセント以上50パーセント未満のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20パーセント以上40パーセント未満のもので、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに使用できる程度のもので、居住のための住家の基本的機能の一部を喪失したもの</p> <p>(4) 準半壊 住家の損壊した部分の延床面積がその住家の延床面積の10パーセント以上20パーセント未満のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10パーセント以上20パーセント未満のもので、住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもの</p> <p>(5) 一部損壊 全壊、大規模半壊、半壊又は準半壊に至らない程度の住家の損壊で、補修を必要とする程度のもの</p> <p>(6) 床上浸水 住家の土台部分が浸水し、住家の床の高さ以上に浸水したもの又は全壊、大規模半壊若しくは半壊には至らないが、土砂等の堆積により一時的に当該住家を使用することができない程度のもの</p> <p>(7) 床下浸水 床上浸水には至らないが、住家の土台部分が浸水したもの</p> <p>(8) 浸水 床上浸水又は床下浸水には至らないが、周壁を越えて住家に浸水したもの</p>
被災証明書 （住家以外）	<p>災害により建物、塀その他の工作物並びに家財及び事業用資産（事業の用に供する機械設備、商品等をいう。以下同じ。）に生じた被害並びに人的な被害に関する事項</p>
被害届出証明書	<p>災害により建物、塀その他の工作物並びに家財及び事業用資産が被害を受けたことを市に届け出たことに関する事項</p>